

## 7. 学生の心得

- (1) 飲酒, 喫煙の禁止について..... P1
- (2) 防犯カメラの設置について..... P1
- (3) アルバイトについて..... P1
- (4) 服装・身だしなみ等について..... P2
- (5) スマートフォン等の使用について..... P2
- (6) 自動車・自動二輪車による通学について..... P3
- (7) 原動機付自転車（バイク）による通学について..... P3
- (8) 免許取得について..... P4
- (9) 自転車による通学について..... P4

### 【参考】自転車の防犯登録について

- (10) 自動車による送迎について..... P6
- (11) いじめ防止の取り組みについて..... P6
- (12) 懲戒について..... P7
- (13) ロッカーの使用について..... P7
- (14) 日常の規律等について..... P8
- (15) その他..... P8

## (1) 飲酒、喫煙・薬物乱用等の禁止について

喫煙・飲酒は健康上有害であり、学生本人にとっても好ましくなく、本校ではいずれも禁止している。守らない場合は、法律で認められた年齢に達していても、本校の教育方針により厳罰に処する。

なお、登下校・部活・研修などにおいても学校の管理下であり、また、実際に飲酒・喫煙をしていなくとも、酒・煙草・ライターなどを所持することが不良行為であり、いずれも処分の対象となる。

薬物乱用によってもたらされる下記のような健康への影響や様々な問題について理解し、絶対に危険な薬物を使用・所持してはならない。

- 「危険ドラッグ」は「ハーブ」「お香」「バスソルト」などと用途を偽装したり、「合法」「安全」などとだまして販売されているが、指定薬物又は麻薬として製造や販売が禁止されている物質が入っていることがある。また、指定薬物又は麻薬については、その所持・使用等が禁止されており、違反した場合には罰則が科せられる。
- 使用した際に何が起こるか分からない。呼吸困難を起こしたり、死亡したりすることがある。
- 薬物乱用の開始の背景には、好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境などがある。
  - 薬物をすすめられても答えは No !
  - 危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」。
  - 薬物をすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではない。

## (2) 防犯カメラの設置について

外部からの不審者の侵入予防、校内での盗難予防、その他校内の安全管理を目的として、校内に防犯カメラを設置している。

このようなセキュリティー対策の他に、①貴重品は各自で責任もって管理すること②教室外で実習等を行うときは教室に必ず鍵をかけることなど、自己管理も怠らないこと。

## (3) アルバイトについて

原則として禁止する。ただし、家庭の事情等によりやむを得ずアルバイトをしなければならない場合、あるいは長期休業期間中の場合のみ許可制とする。この場合、学業に支障が出ないこと、本当にアルバイトをしなければならないかどうかを、保護者さらには学級担任と十分に話し合い、同意を得た上で許可願を提出すること。ただし、1年生については学業に専念すべきとの理由から、原則として許可しない。

なお、「アルバイト許可願」「アルバイト就業同意書」は年度ごとに提出するものとし、無許可でアルバイトを行った場合は、処分の対象となる。

許可できる職種	許可できない職種
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教師・塾講師</li> <li>・郵便の配達・仕分け作業</li> <li>・新聞配達</li> <li>・スーパー等のレジ・商品整理作業</li> <li>・飲酒を伴わない食堂の店員</li> <li>・プールの監視員</li> <li>・ガソリンスタンドでの危険でない仕事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スナック・居酒屋などの接客</li> <li>・代行車の運転手</li> <li>・パチンコ店の店員</li> <li>・重労働</li> <li>・危険を伴う仕事</li> <li>(本科生) 21時以降におよぶ仕事</li> <li>(専攻科生) 22時以降におよぶ仕事</li> </ul>

#### (4) 服装・身だしなみ等について

普段から学習の場としてふさわしい服装（制服と制服を基準とした私服の併用）・身だしなみを心がけること。靴は特に指定しないが、サンダル、下駄は禁止する。

〔遵守事項〕

ア 1～3学年

- ① 制服を着用しない場合は、制服に準じた学生らしい清楚な服装に努め、派手あるいは見苦しい服装は禁止する。
- ② 染髪・ピアス・マニキュアは禁止する。

イ 4・5学年以上

- ① 服装は特に指定しないが、華美でなく本校学生の品位を保つにふさわしいものであるよう努めること。

#### (5) スマートフォン等の使用について

校内および登下校中のスマートフォン等の利用は、次のルールに従うこと。

ア 歩きながらの使用を禁止する

イ 授業中の使用を原則禁止する。ただし、授業担当教員が許可する場合は、使用を認める

ウ 校内でのスマートフォン等のゲーム機としての使用を禁止する

エ 教室に備え付けられている電源コンセントを使って、自分のスマートフォン等の充電をしないこと。

## (6) 自動車・自動二輪車による通学について

(本科生)

本科生の自動車・自動二輪車による通学（課外活動の場合も含む）は堅く禁止する。自動車、自動二輪車で通学した場合は、処分の対象となる。

(専攻科生)

専攻科生は学外の駐車場を確保すれば、自動車・自動二輪車による通学を許可制で認める。無許可の通学は、処分の対象となる。

## (7) 原動機付自転車（バイク）による通学について

やむを得ない事情を有し、以下の手続に従って許可された者については第一種原動機付自転車（総排気量50cc以下のバイク、または最高出力4.0kW以下の125cc以下のバイク）に限り認めることがある。ただし、本科1年生に対しては、教育上の理由と安全面を考慮し、バイク通学を許可しない。

### ア バイク通学の許可条件

バイクによる通学は原則として公的交通機関の利用では通学に著しい支障がある者に限る。

- ① クラブ活動をしている学生は、通学距離（片道）4km 以上を許可対象とする。
- ② クラブ活動をしていない学生は、通学距離（片道）6.5km以上を許可対象とする。
- ③ 通学距離（片道）30 km 以上は、許可しない。

### イ バイク通学の手続き

バイクで通学しようとする者は、「バイク通学許可願」（以下「許可願」という。）を学生支援係に提出すること。バイク通学を許可するかどうかは審査の上決定する。審査を通った者については、許可証として学校指定のステッカーを交付する。なお、許可願は年度ごとに必要である。

### ウ 遵守事項

- ① 許可を受けた者は、交付されたステッカー（車体用、ヘルメット用の2種）をバイクの指定の場所とヘルメットに貼付すること。車種を変更した時、及びステッカーを紛失したときは許可願を再提出し、ステッカーの再交付を受けること。
- ② ステッカーの有効期限は、許可を受けた年の年度末とする。
- ③ 使用するバイクの名義は、本人もしくは家族のものであること。
- ④ バイクの運転に適した服装をし、ヘルメットを必ず着用すること。
- ⑤ バイクの安易な貸し借りをしないこと。

- ⑥ バイクは学校所定の場所に置き、登下校以外の時間には運転しないこと。
- ⑦ 積雪期は危険なためバイクに乗らないこと。
- ⑧ 交通事故を起こしたとき、交通違反をしたときは速やかに学級担任に届けること。
- ⑨ その他、学校が指示する事項。

#### エ 違反者に対する注意事項

上記の遵守事項に違反した者に対しては、バイク通学の許可を取り消すことがある。

許可を受けずにバイクで通学し、構内及び学校周辺の道路上や空地に無断駐車する者については厳罰に処することができる。

### (8) 免許取得について

原付・普通二輪・普通免許等の運転免許取得のため授業中に出かけることは禁止する。放課後、休日、長期休業期間などを利用して教習、試験などを受けること。

### (9) 自転車による通学について

#### ア 自転車通学の許可条件

本校では、個人賠償責任保険に加入するとともに、安全で適正な自転車利用のために条例や道路交通法を遵守することを条件に自転車通学を許可する。

#### イ 自転車通学の手続き

許可申請は年度ごとに必要で、新年度はじめに学級担任へ「自転車通学許可願」を提出すること。年度の途中で通学許可を受けようとする者は「自転車通学許可願」を学生支援係へ提出する。自転車通学許可者には、許可証として学校指定のステッカーを交付する。

#### ウ 遵守事項

- ① 許可を受けた者は、前年度以前のステッカーを剥がしたのち、交付されたステッカーを、車体の後部の見やすい位置に貼付すること。また、ステッカーを紛失したときは再交付を受けること。
- ② 自転車盗難防止のため、必ずダブルロック（二重に施錠）をすること。
- ③ 交通法規、交通道德を守ること（たとえば「傘さし」「スマートフォン・携帯電話の使用」「ヘッドホン・イヤホンで音楽等の視聴」「並走通行」等をしての運転禁止など）。
- ④ 整備点検を怠らず、改造ハンドルや不良欠陥品は使用しないこと。
- ⑤ 自転車は学校所定の自転車置場に整頓し、施錠を確実にすること。

- ⑥ 積雪・道路の凍結時は危険なため、自転車に乗らないこと。
- ⑦ 自転車乗車時には、乗車用ヘルメットを着用するよう努めること。
- ⑧ その他、学校が指示する事項。

### 【参考】自転車の交通違反で受ける処分内容

自転車運転者講習	3年以内に2回以上、信号無視などの危険行為で検挙されたり、交通事故を起こしたりした人が対象。3時間の講習と手数料が必要、未受講の場合は、5万円以下の罰金が科せられることがある。
赤切符 (刑事処分)	飲酒運転、妨害運転、携帯電話使用など、重大な違反行為が対象。違反切符(赤切符)が交付され、刑事処分(送検・起訴・裁判など)の対象となり、前科がつく可能性がある。
青切符 (交通反則通告制度)	16歳以上の軽微な違反が対象。信号無視や一時不停止など、定められた違反行為に対して反則金が課される。
自動車運転免許の停止	運転免許を有している者が、自転車でひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合や、酒酔い運転・酒気帯び運転をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合に、運転免許の効力が停止されるときがある。

### 【参考】自転車の防犯登録について

自転車防犯登録は、自転車の所有者情報を登録し、盗難防止と被害回復の促進を図る制度。「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」により、自転車利用者には防犯登録が義務付けられている。

違反した場合に罰則がないとはいえ、自転車を安心して利用するためにも必ず登録するようすること。例えば、職務質問などを受けた際に、自分の自転車かどうか証明できないため、盗難車と疑われて色々聞き取りを受ける可能性がある。また、防犯登録には有効期限があるので、まずは自分が利用している自転車が防犯登録されているか、その登録情報が正しく・有効なものか確認すること。

#### その他注意事項

- 自転車が新車か中古車かに関わらず防犯登録が必要
- ネット通販で自転車を購入する場合は、自分で防犯登録をする必要がある
- 所有者が変わる場合(他人等から自転車を譲りうけた場合等)は、新たな防犯登録が必要
- 防犯登録は都道府県ごとに行われている。都道府県をまたぐ引っ越し後も、そのまま自転車を利用する場合は防犯登録の変更手続きが必要
- 自転車の防犯登録には有効期限がある(秋田県では登録日から10年間有効)。引き続きその自転車を利用する場合は、自分で再登録手続きをとること

- もし防犯登録している自転車が盗まれた場合は、速やかに最寄りの警察署や交番に行って盗難被害届を出すこと
- 防犯登録時に渡される防犯登録カード（お客様控）は、捨てずに保存すること

登録手続きは、「自転車防犯登録所」（自転車を購入した店舗等）で行っている。登録に必要な書類等は手続きを行う場所で異なるため、事前に確認してから手続きを行うこと。

## （10）自動車による送迎について

保護者等による自動車送迎については、事故等を防止するため、学校の敷地内及び正門・西門・南門付近での乗降、他人の敷地内での乗降は禁止としている。怪我等、特別な事情で送迎が必要となる場合は「臨時車両入構許可願」により届け出ること。

## （11）いじめ防止の取り組みについて

本校は「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策（下記のア、イ、ウ）を年度ごとに定めHPにも公表している。

自分自身がいじめの被害者・加害者にならないよう、いじめに関する理解を深めるとともに、日頃から周囲の人間を尊重し思いやった言動に努めること。

### ア 「いじめ防止等基本計画」

- ① いじめについての理解（いじめの定義）（いじめの禁止）（基本的姿勢）
- ② 学校及び教職員の責務
- ③ いじめ防止等基本計画の策定
- ④ いじめ防止等のための組織
- ⑤ いじめの未然防止
- ⑥ いじめの早期発見
- ⑦ いじめ事案への組織的対応
- ⑧ インターネット等によるいじめへの対応
- ⑨ いじめの解消
- ⑩ 重大事態への対処
- ⑪ PDCA サイクルに基づく評価・検証

### イ 「いじめ防止対策プログラム(行動計画)」

- ① 委員会の開催（6回／年）

- ② いじめに関するアンケート（4回／年）
  - ③ 学生・教職員向けの研修会（1回／年） 等
- ウ 「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」

- ① いじめについての理解
- ② いじめの早期発見
- ③ インターネット等によるいじめへの対応
- ④ いじめ事案への組織的対応
- ⑤ 重大事態への対処

## （12）懲戒について

学則第7章第38条および、これに付帯する『懲戒に関する申し合わせ』に基づき、教育上必要があるときは、学生に退学、停学、説諭を加えることがある。

停学期間中は、自宅にて謹慎し、自らの行いを深く反省すること

懲戒の対象となる行為としては、以下のようなものがある

- ① 試験時の不正行為
- ② 交通違反（無免許運転）
- ③ 交通違反（その他の違反）
- ④ 飲酒・喫煙等
- ⑤ 公共物の破損（故意の場合）
- ⑥ コンピュータやネットワークの使用による迷惑行為等
- ⑦ 自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車での無許可通学
- ⑧ 無許可アルバイト
- ⑨ その他の不良行為

## （13）ロッカーの使用について

### ア 教室等のロッカー

- ① ロッカーの鍵は、各自で用意し必ず鍵をかけておくこと。
- ② ロッカー及びその付属物は丁寧に取扱うこと。万一、破損した場合は、使用者にその損害を弁償させることがある。
- ③ ロッカー内には、危険物や生き物を入れないこと。
- ④ 学年の終わりには、ロッカー内の物は必ず持ち帰ること。学年終了後にロッカー及び講義室に放置されている私物は不要なものとみなし処分するので注意すること。

## イ 女子学生のロッカー（女子更衣室）

- ① ロッカーの鍵は、女子学生各自で用意し、管理は自己責任とすること。
- ② ロッカーの指定は年度当初に行う。
- ③ 整理整頓を心がけること。
- ④ 私物は全てロッカーに入れて必ず施錠すること（ロッカーの上及び床下には個人の靴・鞆等を置かないこと。清掃の邪魔になるため、洗面台に私物を置かないこと。）
- ⑤ 学年の終わりには、ロッカー内の物品を必ず持ち帰るものとし、ロッカーは解錠すること。また、放置されている物は不要物とみなして処分するので注意すること。
- ⑥ 更衣室では、学校の電源を用いて携帯電話やドライヤー等を使用しないこと。

## ウ 女子更衣室の清掃について

### （ア）掃除の方法

- ① 女子学生更衣室の掃除は、全女子学生が掃除分担表に従い行うこと。
- ② 「清掃日誌」は、掃除の前に報告先一覧にある担当の先生から受け取り、掃除の後に清掃状況を記入して、担当の先生に報告すること。清掃日誌の記載はペン書き（鉛筆・消えるペン不可）すること。
- ③ 担当の先生が不在の時には、担当の先生の研究室のメールボックスに「清掃日誌」を返却すること。
- ④ 公欠等により当番日に掃除できなかった場合には、次の日の掃除当番と一緒に掃除をすること。

### （イ）掃除内容

- ① 床を掃くこと
- ② 流しを雑巾掛けすること
- ③ ゴミを外のゴミ箱の脇に出し、新しいゴミ袋をゴミ箱につけること

## （14）日常の規律等について

- ① 無断で欠席・欠課・遅刻・早退をしないこと
- ② 交通規則を遵守すること
- ③ 登校後は校外に出ないこと。授業中は教室外に出ないこと
- ④ 校内の施設・備品を大切にすること
- ⑤ 授業や課外活動に無関係のものを学校に持ち込まないこと

## (15) その他

- ① 校内スポーツ大会、高専祭等の学校行事には、必ず参加すること
- ② 健康診断や「高専生活アンケート」は必ず受けること
- ③ カップ麺類の食べ残しは、トイレに捨てず、きちんと処理すること
- ④ 学内で、持ち物を紛失した場合や、盗難被害にあった場合、不審者を発見した場合は、すぐに学生課学生支援係もしくは学生主事へ連絡すること
- ⑤ 学生証は常に携帯すること